

業務仕様書

1. 件 名 AIS（自動船舶識別装置）情報提供業務

2. 履行期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

3. 履行場所 水産庁資源管理部漁業取締課

4. 仕 様

- (1) 人工衛星によるAIS情報並びに沿岸局によるリアルタイム（受信したデータは直ちに表示画面に反映させること）AIS情報を、WEB経由にて地図上に視覚情報として表示・提供すること。
- (2) 日本国内のWEBサーバーにてサービスを提供し、AIS情報を提供するサーバーのセキュリティ対策を十分かつ適切に講じておくこと。また、WEBサイトは英語・日本語表示に対応していること。
- (3) 上記（1）が利用できる様、アカウント（ID、PASS）を支給すること。
- (4) 以下の機能を有すること。
 - ア. AIS情報について、①船名、②コールサイン、③MMSI番号、④IMO番号等の項目で検索可能とし、検索された船舶シンボルが強調されること。また、検索ボックスは画面上に常時表示とすること。なお、検索結果の候補が複数ある場合は、画面上に一覧表示されること。
 - イ. AISデータについては、衛星受信および沿岸受信による2種類とし、沿岸受信については、自社でアンテナを所有・運用し、同アンテナの運用範囲が日本沿岸を網羅していること。
 - ウ. データのカバレッジ（網羅率）が常時全球の90%以上であること。
 - エ. データのレイテシー（船舶発信の時刻から配信までの遅れの時間）は、5分以下の性能を持つこと。
 - オ. 地図表示部の船舶シンボルにカーソルを重ねている間、①船名、②MMSI情報、③最終受信日時がポップアップ表示され、カーソルを船舶シンボルから離すと元の状態に戻ること。
 - カ. 地図表示部の船舶シンボル及び登録した船舶リストを任意に選択し、船舶シンボルに船名のポップアップ表示ができること。また、複数隻同時に表示することができ、個別及び一斉に解除できること。
 - キ. 地図表示部の船舶シンボルを任意に選択し、次の詳細情報をポップアップ表示できること。

- | | | | |
|---------|----------|-----|----------|
| ①最終受信日時 | ②データソース | ③船名 | ④MMSI 番号 |
| ⑤IMO 番号 | ⑥コールサイン | ⑦全長 | ⑧全幅 |
| ⑨目的地 | ⑩到着予定日時 | ⑪緯度 | ⑫経度 |
| ⑬速力 | ⑭ステータス | ⑮針路 | ⑯船首方位 |
| ⑰回頭角速度 | ⑱船種 (船型) | ⑲喫水 | ⑳信号種別 |

ク. AIS 情報について、CLASS-A、CLASS-B、チャンネル 3 及び 4 の識別表示ができること。

ケ. AIS の船舶シンボル船首方位は、AIS データの Message27 の Course にて Heading 及び Cog を切替表示できること。

コ. 緯度経度の表示は、度分単位 (例: 35° 24' .567N、139° 49' .765E) 及び度数単位 (例: 35.40945° N、139.82942° E) とし、切り替え可能とすること。また、カーソル位置の緯度経度について、表示・非表示が選択できること。

サ. 時刻表示で用いる標準時は、JST (日本標準時)、GMT (グリニッジ標準時) / UTC (協定世界時) とし、切り替え可能とすること。また、全ての時刻が表示される画面では、表示している標準時種別が分かるようにすること。さらに、地図表示画面に現在時刻を常時表示すること。

シ. 直近 3 年間の航跡が表示できること。また、複数隻同時に表示することが可能であり、個別及び一斉に解除できること。

ス. 船舶シンボル及び航跡の表示色について、12 色以上の選択肢を有する所定のパレットから変更できること。また航跡の表示線種について、実線、破線、点線を選択可能とし、太さを任意に変更できること。

セ. 選択した船舶の過去情報 (直近 3 年間) について、CSV ファイルにエクスポート可能であること。

ソ. 任意の船舶を 300 隻まで登録でき、登録船舶のグループ分けを 3 階層以上のフォルダ分けを可能とすること。また、登録船舶は常時表示とすること。なお、登録船舶の最新 AIS 情報を CSV ファイルに一括エクスポート可能であること。

タ. 船種別、国籍別に表示・非表示が選択できること。また、船種別、国籍別フィルタの順序は昇順降順、検索頻度順等任意に変更できること。

チ. エリアを選択し、エリア内の船種別、国籍別船舶の一覧を CSV ファイルにエクスポート可能であること。また、エリア選択する図形は、円形、矩形、ポリゴンにて指定可能であること。

ツ. 情報表示画面は昼夜切替が可能であること。

テ. 各縮尺において、任意の間隔 (例: 10° , 5° , 1° , 30' , 10') での緯度・経度線の表示・非表示が選択できること。

- ト. 任意の2点間の方位・距離計測ができること。
 - ナ. 我が国排他的経済水域境界線、農林漁区、取締ライン及びチェックポイント等のユーザーラインを任意に描画・設定ができ、テキストデータでの読込を可能とすること。また、それぞれ表示・非表示が選択できること。
 - ニ. I SMS 認証 (JIS Q 27001) を取得していること。
 - ヌ. その他仕様については、必要と思われる機能等を発注者の要望により適宜調整すること。
- (5) この契約により知り得た情報 (メールアドレス及び仕様目的等) については、外部に漏らさないこと。
 - (6) 通常のブロードバンド回線において、正常な表示が出来ない場合には、電話でのサポートを含む全体的なサポートを行うこと。
 - (7) 契約の内容については、契約書によるものとする。
 - (8) その他、詳細については担当者と協議の上、実施するものとする。